

有)三宅保険事務所・保険募集方針

弊社では、お客様の幅広いニーズにお応えしていくために、複数の生命保険会社・損害保険会社の商品の取扱いを行っております。
また、ご加入後もお客様にご満足・ご安心いただき保険契約をご継続いただくため、以下の方針を定め保険募集を行っています。

1. 弊社における取扱保険商品

- (1)弊社は、経営方針で「推奨保険会社」を決定しています。
- (2)弊社は、生命保険 4 社、損害保険 1 社の商品を取扱う乗合代理店です。

2. 保険商品のご提案について

- (1)弊社では、推奨保険会社のなかから、お客様のご意向に合致する商品をご提案させていただきます。なお、ご要望に応じて推奨保険会社以外の保険会社商品も説明可能です。
- (2)保険のご相談は無料です。
- (3)ご納得いただき、保険商品のお申込みをいただく場合、ご相談開始当初の意向とお申込み時の意向について、ご確認させていただきます。
- (4)弊社がご提案する生命保険は、保険会社からの委託を受けてお客様と引受保険会社の保険契約締結の媒介を行うものです(告知受領権や保険契約の締結の代理権はありません)。

3. ご契約後の対応について

- (1)ご加入いただいた保険契約については、契約後、下記の業務を行います。
 - ①保険契約の内容に関する照会への対応
 - ②保険金のお支払等を含む各種お手続きに関するご案内
 - ③保険契約に関する苦情・ご相談の対応
- (2)弊社では、保険募集時のご意向について、保険期間が終了するまで保管させていただきます。

4. 推奨保険会社および取扱保険会社について <取扱保険会社および推奨保険会社(下線を引いた会社)>

- (1)生命保険:メットライフ生命、アフラック、ソニー生命、オリックス生命
- (2)損害保険:AIG損害保険

5. 権限明示

- (1)生命保険:契約締結の媒介を行います

「媒介」とは、保険募集人が、お客様と保険会社の間に立って、保険契約の締結に尽力することをいいます。保険募集人には、保険契約締結の代理権はなく、契約の成立には契約申込みに対する保険会社の承諾を必要とします。当社の生命保険募集人には『告知受領権』はありません。

保険会社の告知書には、お客様(被保険者)自身が、事実をありのままご記入ください。正しく告知されない場合には、保険金・給付金等が受け取れない場合があるなど、お客様にとってのデメリットがあります。

- (2)損害保険:契約締結の代理を行います

「代理」とは、保険募集人が、保険会社の代理人として、お客様と保険契約を締結することをいいます。保険募集人には保険契約締結における告知受領権と締結権があり、保険募集人が保険契約の申込みに対して承諾すれば契約が成立して、その効果が保険会社に帰属します。